

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年12月定例会議（第4日目）の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

日程第1 議案第71号 指定管理者の指定について（開成水辺スポーツ公園）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、指定管理者に開成水辺スポーツ公園の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第71号 指定管理者の指定について（開成水辺スポーツ公園）。

次の者を開成水辺スポーツ公園の指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称。名称、開成水辺スポーツ公園、位置、開成町吉田島2710番地。

2、指定管理者の名称等。名称、開成スポーツパートナーズ、代表者、湘南造園株式会社代表取締役、眞壁潔、所在地、平塚市万田596番地の1。

3、指定の期間。令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間。

令和元年12月3日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりいただきまして、次ページ以降に添付しました資料を御覧ください。

1ページ目は、開成スポーツパートナーズから提出されました指定管理者指定申請書の写しでございます。2ページ目は、自治活動応援課長から指定管理者選定委員会委員長宛てに提出しました選定依頼書の写し、3ページ目は指定管理者選定委員会委員長から自治活動応援課長宛ての指定管理者の候補者選定結果報告書の写し、最後の4ページ目は評価結果書となっております。

次に、選定の経緯等の詳細につきまして、開成町指定管理者選定委員会委員長であります副町長から御説明申しあげます。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

それでは、私が指定管理者選定委員会の委員長でございますので、委員会を代表して開成水辺スポーツ公園に係る指定管理者の選定に至りました経緯及び審査方法並びに選定結果について御説明をさせていただきます。

令和元年6月19日、当該業務の所管課である自治活動応援課長から募集基準、審査依頼書の提出を受けてございます。これを受けまして、7月10日に選定委員会を開催し、審査基準をはじめ募集要項等をまとめ、令和元年8月1日から9月6日まで応募受け付けをいたしましたところ、1者からの応募がございました。令和元年9月17日付けで当該事業の所管課である自治活動応援課長から候補者選定依頼書の提出がございましたので、令和元年10月7日の選定委員会において、管理業務に係る事業計画書、収支計画書、定款、決算諸表などによりまして書類審査を行っております。さらに、10月7日には応募団体のヒアリングと評価書による評価を実施し、決定をしております。

次に、審査の方法でございますが、応募者からの説明を受け、各委員から提出書類の内容などにつきまして質疑を行い、1件ごとに評価書に従った評価を行い仮評価とさせていただきます。さらに、10月7日は評価書による最終評価を行いました。当委員会としましては、10月16日付けで自治活動応援課長宛て選定結果報告書を通知してございます。

この評価点の集計に際しましては、選定条件として、一つ、団体であること、二つ、各委員の評価を合計した結果で評価項目中に1項目でも0点の項目がないこと、三つ、各委員の評価を合計した結果、得点が50%以上であること、4、各委員の評価結果で過半数を超える委員の支持があり、かつ総合得点で1位であること、この四つを定めてございます。なお、今回は1者でございますので順位のことはございませんが、このような形で定めてございます。

なお、当委員会は私が委員長を務めさせていただいておりますけれども、他に4部長の内部委員に加えまして、外部委員として町体育協会代表の石渡卓司様、町パークゴルフ協会の会長である小野博文様、また税理士でございます藤井宏さん、この3名に入ってください、計8名で構成されております。なお、藤井税理士さんについては、専門的な見地から見ていただき、評価書による評価からは外れていただき、他の委員7名で評価をさせていただきました。

開成水辺スポーツ公園は、パークゴルフ場をメインとしたスポーツレクリエーション施設であり、指定管理者候補の候補者の選定に当たっては、平等の利用、植物の管理、設置目的に寄与した運営がなされているかなどを考慮し評価を行いました。開成スポーツパートナーズは、芝の管理実績、類似施設の管理実績、管理施設の台風等の被害による対応実績、施設の設置目的に資する提案事業の内容、提案事業等から利用者促進が図られる点などを高く評価し、決定をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

4番、湯川議員。

○4番（湯川洋治）

4番議員、湯川でございます。

一つ、ちょっと教えていただきたいのですけれども、管理運営につきまして、今回、ああいう災害が起きたのですけれども、災害での取り組みについて細かいことを教えていただけますかね。

○議長（吉田敏郎）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

それでは、私からお答えさせてもらいたいと思います。

今回の台風19号による災害につきましては、募集の段階で、また基本協定等によりましてリスク分担をしております。今回の自然災害等によるものにつきましては、不可抗力という形になります。指定期間中に自然災害等の発生によって、その期間、開園することができないということになって、利用用収入とかが多分なくなってくると思いますので、今後の話にはなるのですけれども、その期間の補填という形で指定管理料の変更というのは今後、行っていく形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、湯川議員。

○4番（湯川洋治）

今、今後、考えていくということですが、今回は要するに収入が入ってこないわけですね。その分の補填というか、そういう担保はないわけですか、現在は。

○議長（吉田敏郎）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

ちょっと言葉が足りず。今、10月12日に台風が来まして、それで12月2日から再開したのですけれども、その間の部分については、今後、補正予算等で増額の計上をさせてもらって御審議いただきたい、このように考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、湯川議員。

○4番（湯川洋治）

指定管理者が不利益にならないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

今回の指定の台風の結果のお話でございますが、これは今回の台風でなくて、その前の台風の結果でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

ちょっと確認させていただきたいのですけれども、この評価結果を見させていただきますと、懸念される点で真新しい提案がないというところを出されていますけれども、実績として、この業者さん、そういう取り組みもこれまでやってきていただいたのですけれども、ヒアリングのようなことをやっておられると思いますけれども、この辺、どのような話をされたのか、されたのだったら、どのような話が出たのか、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

先ほど申しあげましたとおり、収支計画だとか事業計画だとか、いろいろな面でヒアリングをしているわけでございますが、特に目立ったものは、やはり災害等の緊急時の対応、これは河川敷でございますので、当然、大雨が出ると施設が冠水して使用ができなくなると。そういったときに、どのような対応をしたかといいますと、開成スポーツパートナーズの中に湘南造園さんが入っておりまして、そちらの社員を結構動員して早急にやっていただいた。また、10月12日の台風もそうなのですが、翌日、町のほうで防災無線で広報しましたら数百の方が集まってくれたと。それに加えて、施設を利用している町外の方も応援してくれた。これは、やはり開成スポーツパートナーズの日ごろの実績ではないかと思っております。

それと、あとは経営状況ですね。税理士さんに見ていただいて、ちょっと不安なものがあつたので、そういったものの質問をして回答を得たと、それで問題がなかったと、そういうこともございました。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

新規提案がなかったという話ですか。特に、施設が現状のままでございますので、特に新しい新規提案というのはございませんでした。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

特に新規提案、これまでやられたことを継続してやっていく、特に新しいところがなかったのかなというふうに理解させていただきまして、それ以上、また新しい事業、そういったことをやるには財源的なものが必要なのかとか、その辺まではあれですか。そういうところまで来ているのかなという、その辺、確認的によろしくをお願いします。

○議長（吉田敏郎）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

私自身は選定委員会のメンバーでもありませんので出ていないのですが、募集して申請書類の中で読ませていただきますと、新たな取り組みとして、一つは野外シアターですとか星空教室という提案がありました。それですとか水辺を題材にしたフォトコンテストの開催、それとか、ちょっとこの辺はどうかなどは思うのですが、地元生産者との協働による朝市ですとかバーベキューというのがありました。ただ、この辺は、ちょっとバーベキューというのは火気がありますので、今の時点ではというのはあるのですが、こういったような申請書類の中では幾つか新たな試みとして提案が出されているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに。

5番、茅沼議員、どうぞ。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

1件、確認させていただきたい。当該施設のあるところは二級河川で、全て県の管理下にあると思うのですが、今、いろいろと述べられたいろいろなイベントをするにしても、仮設的なものなら良いのだろうけれども、恒久的な施設をつくるには県の許可が必要かなと思うのです。その辺は、町と県が協定か何かを結んでいるのか、それとも指定管理者のほうに結んでいるのか。多分、町だろうと思うのですが。その件に関して、どの程度までの弾力性というのですかね、これはつくっても良いよとか、だめだよとか、そういう際どいところはどうなっているか。協定書があるのかどうか、ちょっと確認したいのですが。

○議長（吉田敏郎）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

今、議員が言われるとおり、結構シビアな問題でして、基本的には一つの例えば野球場のバックネットであったりとか植栽ですとか、そういったものも全て専用の届け出を出して許可をいただいていると。逆に言うと、例えば、先般で言うと町内駅伝競走大会が先日の日曜日に開催されましたが、そのとき本部テントとかも立てたのですけれども、そのテントさえも1回1回申請をして、許可をもらって設置させてもらって、その日のうちに撤去するという形ですので、先ほどのバーベキューの関係とかも言いましたけれども、今の時点では条例上も含めた中でなかなか実現は厳しいですけれども、今後、実現するためには、まずは町と県との調整を経た上で実施に向けて調整していくと、そのような段階で取り組む形になるかと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

武井です。

今回、応募1団体ということなのですが、この3年間を見ていますと、特に私、子どものサッカー等にかかわっていましたので、天然芝のグラウンドの管理というところはやはりすばらしいなという思いがあります。県西地域でも、あれだけの天然芝のサッカーコートを持っているところはありませんで、県西地区からも、あそこで子どもたちが試合をしたいと思われるような環境をつくっていただきました。本当に感謝しているところです。そして、最近は県西地区だけではなく、もっと広い地域で水辺の天然芝のサッカーコートというのは注目されています。

本当に今まで3年間やってきていただいたことには感謝しているところでありますが、1団体ということで、最後、一言、町長から、この3年間をどう評価されているのか、一言いただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

私もしょっちゅう水辺スポーツ公園に顔を出すことがあるのですけれども、やはり芝生が本当にきれいに、いつでも手入れがされているなと感じています。実際、パークゴルフをやっている協会の皆さんも、芝生ほか管理、昔はクローバーがよく生えていて大変だったということもありますけれども、今はそういうこともなく、きちんと手入れされているし見た目もきれいだし。今、言われたように、サッカー場のほうも利用率が大変高く、取り合いというふうなことも聞いておりますので。また、さらに、小さなお子さんたちが遊べるように管理等の横も危険のないような進め方で手入れがされ、管理されていると感じておりますので、私は、この5年間、スポーツパートナーズのおかげで大変満足したと結果的に思っています。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

私も1点、確認の意味からのお尋ねをさせていただきたいなと思うところがございます。先ほど指定管理者選定委員会の委員長、副町長から御説明があった時系列の点から、1点だけ確認させてください。

10月7日にヒアリングを行ったと。そして、自治活動応援課長には10月16日付けで選定結果通知を出したと。この7日から16日の間に大型の台風がやってきたわけでございますが、選定結果の通知の欄に「その他」という空欄の項目があるわけでございますが、委員長決裁、委員長権限の中で、その間に、こういう本当に想定をはるかに超えた事柄が大いに指定管理者の貴社に当たるような事案があった場合に、追記とした形で委員長決裁で何か、その後、落とし込むような形のものごとれるのか、とれないのか。また、それが口頭で例えば自治活動応援課長にお話しするという形でおさまるのか、その辺の時系列の関係から1点、お尋ねしたいなと思います。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは、選定委員会の副委員長としてお答えをいたします。

7日から12日の間に特段のそういう事象が起きて、何か追記するようなことがあるかというお尋ねですけれども、基本的にはございません。今回の台風の話ですけれども、開設当初、指定管理者の導入当初の平成22年にも今回以上の被害を受けているわけでございます。その辺は十分リスク分担、先ほど自治活動応援課長が申しましたけれども、リスク分担も含めて十分考えた中で応募の選定基準等もつくってございますので、特に、今回も、その部分について追記して注釈をつけることは考えてございませんでした。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

今回の部分については追記する部分がないということでございますが、今後、イレギュラーな形でそういう事案があった場合の対応というのは、そういう事柄も十分に考えられるような形で報告書のその他とか追記というものは、あり得るということも考えておいて良いのかどうなのかと思いますが。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは、お答えします。

基本的には公募ですので、応募条件を後から変えるということとはできないと考えていますので、募集の要件に直接影響するような変更は、応募後に変更するということはあり得ないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田でございます。

私の質問の仕方が悪かった。応募変更ではなくて、委員長として、委員会を開催した後、その後に所管課の課長に選定結果を通知する、その間に委員長決裁とか委員長権限の中で追記するような事案というものが考えられる項目があるのかどうかということなのですけれども。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

ちょっと議員のおっしゃられている意味が、まだ私もよく理解はできていないところですが、基本的には選定委員会の中で最終的に結果を出してございますので。また、こちらの文書で良いかというのは、選定委員の我々も見た中で発出されております。選定委員会の中で発言されなかったような、発言というか、討議されなかったようなことが突然出てくるということは、基本的には、ないと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論がある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第71号 指定管理者の指定について（開成水辺スポーツ公園）、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって可決されました。